

# 10月から変わる・始まる

あれこれ

©人事秘書課 ☎ 0561・56・0715

消費税  
10%

下水道  
使用料  
の見直し

給食費  
の見直し

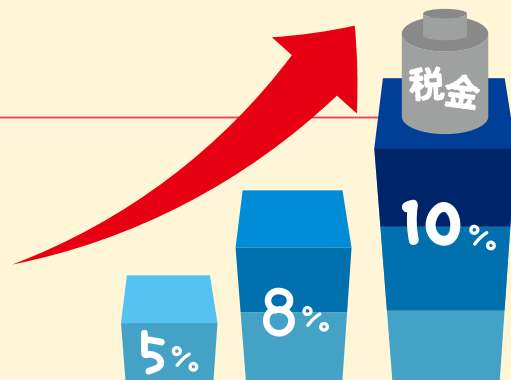
幼児教育・保育  
無償化

プレミアム付  
商品券  
の販売

## 消費税が10%に

10月から消費税が8%から10%に引き上げられます。

少子高齢化が進み、社会保障費は増え続けているため、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代に転換する目的で消費税が引き上げられます。



## プレミアム付商品券の販売

10月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯や住民税が非課税の人の消費に与える影響や地域における消費の喚起などを目的にプレミアム付商品券を発行しています。

町からプレミアム付商品券の購入引換券が届いた人は、令和2年2月29日まで町内の郵便局とパレマルシェ東郷店で商品券を購入できます。

商品券は、10月1日から令和2年3月15日まで町内のスーパー・ドラッグストア・コンビニエンスストアなどで使用できます。



## 下水道使用料の見直し

下水道事業の経営基盤の強化と受益者負担の適正化を図るために下水道料金を見直しました。

下水道を使用している町民の皆さんの暮らしなどへ配慮をしながら、負担公平の原則、適正な経費負担の原則を考え、町の一般会計繰入金に依存する状況を少しでも改善できるよう、10月使用分から新使用料を適用します。



## 幼児教育・保育の無償化がスタート

10月から主に3～5歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償になります。無償化の対象範囲や金額は、年齢、利用する教育・保育施設などの種類、保育の必要性の有無、住民税の課税状況により異なります。

また、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。



## 給食費の見直し

小中学校や保育園の給食費は平成26年度の改正以降、据え置きとしていましたが、食材価格の上昇への対応や安全安心な給食の提供のためより良い食材を利用するなどの理由により、10月から1食あたり20円の値上げを行います。

値上げする20円の給食費は、保護者に負担していただくのではなく、町の子育て支援の取り組みの一つとして、公費で負担することとしています。



# 広報とうごうリニューアル

見やすく

分かりやすく

リニューアルしました。  
詳しくは次ページへ